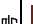




記号	凡例	名称
	国営公園区域 (233.9ha)	
	供用区域 (46.2ha)	
	提供する建築物	

倉庫棟  
 里山情報館  
 伝庫の家  
 便所棟 (長屋門前駐車場)  
 長屋門  
 白拍子の家  
 厨房棟  
 相談ヶ辻の家  
 便所棟 (相談ヶ辻の家)

木工棟 (瓦葺)  
 木工棟 (茅葺)  
 藍那口料金所  
 里山交流館  
 車庫  
 かやば倉庫

**棚田ゾーン**  
 便所棟 (めだか池)  
 農村舞台  
 農村舞台控室  
 便所棟 (農家のにわ)

**水と緑のゾーン**  
 便所棟 (遊びの森)

**自然保全ゾーン**  
 便所棟 (森のゾーンA駐車場)  
 サンデン休憩所  
 便所棟 (サンデン休憩所)

**森のゾーン**  
 便所棟 (森のゾーンB駐車場)  
 管理棟

連絡口料金所





## 取得した備品等の取扱い

残存する備品及び貸与備品については、下記により取扱うものである。

### 記

〔委託費で取得した備品〕

#### 1. 取扱い

- (1) 受注者は、備品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 前号の備品は、備品台帳に登載し管理しなければならない。
- (3) 受注者は、業務委託契約を締結した際に、支出負担行為担当官に残存備品要求書(様式第1)を提出するものとする。ただし、翌年度において、当該委託契約が引続き締結され継続して備品を使用する場合は残存備品継続使用承認申請書(様式第2)を支出負担行為担当官に提出し承諾を得るものとする。
- (4) 受注者は、業務委託契約が完了した場合又は解除になった場合は、備品を業務委託契約書第9条に基づき検査の結果、合格通知があった後、残存備品返納書(様式第3)により、国に返納しなければならない。
- (5) 受注者は、受注者の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、受注者の負担において補てんし、又は修理しなければならない。ただし、受注者の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りではない。

#### 2. 処分

- (1) 備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。
  - ① 備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引き続き使用することが困難であると認められる場合。
  - ② 備品が受注者の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなつたと認められる場合。
  - ③ 備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大な支障をきたすと認められる場合。
- (2) 処分の方法

受注者は、前号に該当する備品を売却した場合は、その内容を証する書類を添えて国に書面により報告し、国の発行する納入告知書により国庫に納入するものとする。また、売却ことが不利(備品の売却価格が、当該備品の売却のために必要な費用に満たないと認められる場合)又は、売却う事ができないものは、破棄することができる。受注者は破棄した場合はその都度その旨を書面により国に報告しなければならない。

〔貸与備品〕

#### 1. 取扱い

- (1) 受注者は、備品を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。
- (2) 受注者は、業務委託契約を締結した際に、分任物品管理官に貸与備品要求書(様式第4)を提出し分任物品管理官の承諾を得るものとする。
- (3) 分任物品管理官は、貸与備品要求書を受理し問題なき場合は受注者へ貸与備品引渡通知書(様式第5)をもって承諾したものとす。
- (4) 受注者乙は、業務委託契約が完了した場合又は解除になった場合は、備品を業務委託契約書第9条に基づき検査の結果、合格通知があった後、貸与備品返納書(様式第6)により、国に返納しなければならない。
- (5) 受注者は、受注者の責に帰すべき事由により備品を滅失又は棄損したときは、受注者の負担において補てんし、又は修理しなければならない。ただし、受注者の故意又は重大な過失によらない場合はこの限りではない。

#### 2. 処分

- (1) 備品が、次の各号の一に該当すると認められる場合は、不用の決定をすることができる。
  - ① 備品の使用年数、能力等から勘案して当該備品を引き続き使用することが困難であると認められる場合。
  - ② 備品が受注者の責に帰さない事由により、老朽化、損傷等により利用価値がなくなつたと認められる場合。
  - ③ 備品の修理用部品の補給が困難で、整備に多大な支障をきたすと認められる場合。
- (2) 処分の方法

受注者は、備品が前号に該当する事由により使用不能と認められる場合は、速やかに分任物品管理官に貸与備品返納書(様式第6)をもって報告し、使用不能備品を返納するものとする。

















# 国営明石海峡公園 整備・管理運営プログラム

令和7年度までの整備及び管理運営方針



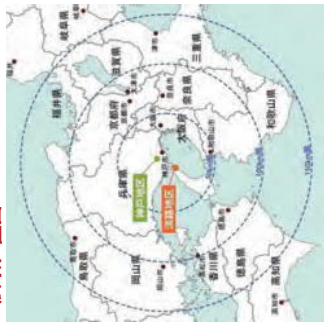
- 国営明石海峡公園の概要.....1
- 今後五年間の整備・管理運営の重点事項.....8
- 整備方針.....9
- 管理運営方針.....11
- 事業の効果.....14

令和3年 6月  
国土交通省 近畿地方整備局

## 国営明石海峡公園の概要

### 自然と人との共生、人と人との交流

■広域位置図



国営明石海峡公園は、明石海峡大橋を挟んだ周辺地域の広域的なレクリエーション需要に応えるため、兵庫県淡路市の『淡路地区』と神戸市北区、西区の『神戸地区』の2地区で整備を行っている全体計画面積 330ha の国営公園です。

基本理念は『自然と人との共生、人と人との交流』

淡路地区は、緑を失った土取り場跡地を花いっぱい海の交流空間として再生し、神戸地区は、大都市の近郊で里地里山文化を体験できる公園づくりを行っています。

淡路地区は平成14年3月に、神戸地区は平成28年5月に第1期開園しました。

### ■位置、計画面積

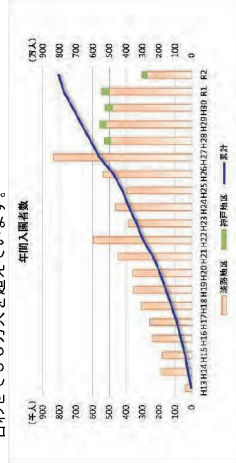
	淡路地区	神戸地区
コンセプト	「海辺の園遊空間」	「里地里山文化公園」
概要	国際的でリゾート感溢れる海辺の園遊空間の創造を基本として、隣接施設と連携を図りながら整備を進めています。	大都市近郊で、豊かで広大な里山環境を守り育みながら、ゆとりある身近な森として利用できるよる整備を進めています。
位置	兵庫県淡路市	兵庫県神戸市北区・西区
計画面積	96.1ha (うち 40.4ha 開園)	233.9ha (うち 46.2ha 開園)

### ■供用の経緯

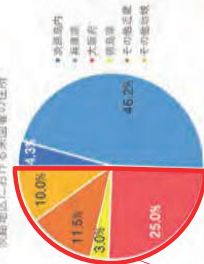
年度	淡路地区
H5年度	事業着手
H6年度	淡路、兵庫都市計画公園 淡路公園 都市計画決定
H13年度	第1期開園 (30.1ha) 文化交流ゾーン、海岸ゾーンの一部
H15年度	第2期開園 (6.2ha) 移住の庭、芝生広場
H16年度	第3期開園 (0.9ha) ピクニック広場、淡路ログアウト棟、芝生広場大型集会器具
H22年度	第4期開園 (2.9ha) 淡路公園遊歩道、遊歩道
H28年度	淡路公園遊歩道、遊歩道 淡路公園遊歩道、遊歩道等
<b>神戸地区</b>	
H5年度	事業着手
H6年度	神戸国際港都建設計画公園 しあわせの森 都市計画決定
H28年度	第1期開園 (41.3ha) 潮田ゾーン、森のゾーン、自然体験ゾーンの各一部
H29年度	第2期開園 (1.7ha) 潮田ゾーン、水々緑のゾーンの各一部
H30年度	第3期開園 (3.2ha) 潮田ゾーンの各一部

### ■入園者数の推移

○利用者数は増加傾向にあり、近年の年間利用者は、両地区を合わせて50万人を超えています。



○広域的に誘致を行い、約5割の利用者が県外から利用されています。

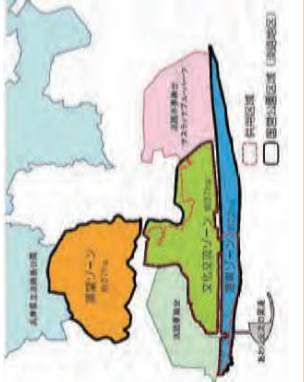


■ 淡路地区の概要

淡路地区は、国際的な交流の場として、周辺との役割分担を図りながら、大規模な土取り場跡地の自然を回復し、新たな園遊空間の創出を図っています。

整備方針（国営明石海峡公園基本計画 平成 29 年 6 月改定）

1. 自然回復と望ましい環境形成を目指す
2. 「花」「海」「島」を活かしたランドスケープと園遊空間の場づくりを図る
3. 21 世紀の快適な都市づくりとライフスタイルに新たな提案を行う
4. 周辺との連携で核となる整備を図る



◇展望ゾーン（未開園）  
国営公園、国際公園都市の背景として斜面緑地を整備保全。明石海峡大橋、大阪湾を一望できる展望の場とします。

◇文化交流ゾーン（部分開園中）  
瀬戸内海、淡路島の自然・歴史・文化を基調に、国際交流にふさわしい園遊空間を整備します。

◇海岸ゾーン（部分開園中）  
海岸レクリエーション利用の場となるとともに、海の玄関口として港湾施設との連携利用を図ります。









【公園周辺の主な施設】

- あわじ交流の翼港（兵庫県）
- 淡路夢舞台（兵庫県）
- 泉立淡路島公園（兵庫県）
- サスライナプルパーク（淡路市・兵庫県）

○施設配置図



○開園している主な施設 <淡路地区>

施設名	写真	施設概要
1 月のテラス		紀淡海峡につながるダイナミックな風景が楽しめるとおきのビューポイント。 チューリップなど季節ごとに花との風景がお楽しみいただけます。
2 空のテラス		淡路特産の瓦を使った小庭園で、園内の緑と空と大阪湾の海が見渡せる見晴しスポット。
3 立体花壇		“明石”ならではのタコや、阪神・淡路大震災からの再生と復活の祈りを込めた花火鳥などの立体花壇は、季節により花の種類が変わります。
4 大地の虹		春はチューリップ、夏はヒマワリ、秋はコスモスと季節の花々が虹のように咲きほこります。 まるで、虹から虹へと散歩しているような雰囲気が味わえます。
5 花の中海		スワンボートに乗って、中海と水路をめぐりながら、四季の花の色や香りを感じいただけます。 かわいいカモたちとのふれあひも楽しみのひとつ。
6 海のテラス		園内で最も海に近いテラス。 大阪湾の海はもちろん、天気の良い日には本州の山々もくっきり見ることが出来ます。
7 ビジター棟		授乳室、休憩スペース、団体のお客様の昼食スペースなどがあります。 また、クラブ体験や標本展示などのイベントも開催しています。
8 芝生広場、夢っこランド		広い芝生広場では、かけっこやボール遊びなど、思い思いの時間が過ごせます。 夢っこランドには、すべり台やブランコなど、ユニバーサルデザインに配慮した遊具が多数あります。

■神戸地区の概要

神戸地区は、土地の歴史・文化を含めた自然環境を保全し、自然との共生を中心とした伝統的な自然観を継承することによって、いのちのにぎわいが豊かな「里地里山文化公園」を目指します。

整備方針（国営明石海峡公園基本計画 平成 29 年 6 月改定）

1. 歴史・文化を含めたこの土地の里地里山の景観を、新たな技術を導入しながら再生し、継承していくことを目指す
2. 国際都市神戸に位置することから、自然と人との共生という伝統的な日本人の自然観を海外の人々にも発信することを目指す
3. 誰もが利用できる都市公園というレガシーの場を活用して、里地里山文化を体感できるとともに、大規模な里地里山を「動態」として保全し、これを継承していく際のモデルとなる公園づくりを目指す
4. 環境保全と豊かな暮らしを同時に求める、持続可能な新しいライフスタイルの提案を目指す



◇棚田ゾーン（部分開園中）  
農耕や里山管理を公園利用に取り込み、里地里山の生活技術や歴史・文化を継承します。

◇森のゾーン（部分開園中）  
緑に囲まれた環境の中、自然を学び、楽しむ野外フィールドを整備します。

◇自然保全ゾーン（部分開園中）  
管理と利用のバランスを保ちながら、貴重な動植物の生息・生育環境を保全します。

◇水と緑のゾーン（部分開園中）  
隣接するキナーナの森とともに自然環境との生物多様性のネットワークを保全・形成します。

○施設配置図



○開園している主な施設 <神戸地区>

施設名	写真	施設概要
1 茅葺き民家群		茅葺き民家を移築した「伝庫(でんぐ)の家」、「白拍子(しらべし)の家」などの茅葺き民家を中心に小規模な農村集落を再現しております。伝庫の家の隣には、公園のインフォメーションセンターでもある里山情報館もあります。
2 農村舞台		この地域で盛んだった農村歌舞伎をはじめ、様々な伝統芸能や音楽などのステージが開催でき、舞台や花道を備え、本格的な演出が可能です。
3 里山交流館・木工棟		屋内での環境学習やセミナーなどを行う「里山交流館」と工作などクラフト体験ができる「木工棟」は、里地里山の学習や素材を活かした体験ができます。
4 白拍子棚田・だんだん畑		棚田ゾーンの中心にある白拍子(しらべし)棚田、だんだん畑は、昔からの地形を活かして急な斜面の畦を再生し、水田耕作や畑作を行っています。
5 小野水田		農作業や収穫などの体験プログラムの中心地であり、谷戸の大きな水田、畑、蓮田が広がります。
6 めだか池		池の上に木製デッキが渡してあり、里山に広がる水辺の生きものを観察することができます。
7 つつじの広場		春先には、コナミツバツツジが咲く美しく手入れされた明るい里山林をのんびり散歩できます。
8 里山美林		繁茂した竹や樹木を間伐し手入れした里山林。足元まで光が差し込む明るい落葉樹林です。
9 遊びの森		雑木林の中に作られた遊び場。地形を活かしたローラーライダーなどの遊具があります。

■国営明石海峡公園のストック効果

＜淡路地区＞

土取り跡地の自然再生

昭和30年代後半から平成6年まで、関西ベイエリアの埋立て用土砂として約1億㎡が搬出された岩盤剥き出しの土地に、公園事業により自然豊かな地形や人工地をつくり、約340種類8万本を超える植物を植栽しました。今では樹木が生え、失われた緑が美しく回復しています。



整備前  
(1994年)



整備後  
(2018年)

観光・交流の拠点

年間を通じ立体的で多品種の花壇デザインによる美しい花の景色を創出し、花の島・淡路島を代表する観光の中心地的施設となっています。また、広い芝生広場や駐車場を活かし、地域の大規模イベントの会場として活用され、地域振興に貢献しています。



淡路市夏まつりの様子  
フラッシュには花火が打ち上げられました。



毎年開催される淡路島  
ロングアイト130のスタート  
コート会場となっています。

年間を通して美しい花の景色を維持

広域的な防災力向上

淡路地区は、淡路鳴門自動車道に近くヘリの離着陸を避るものがないなど陸・海・空のアクセスがよく、津波に対して安全\*であり、岩盤で液状化の可能性も低いという防災上有利な立地があり、南海トラフ巨大地震などの大規模な災害発生時には広域防災拠点として機能します。

\*海軍ソーンの地震震度は6m以上であり、兵庫県の高津波津波浸水シミュレーションにおける近傍点の最高津波水位は2m以下であることから、台地上への浸水はないと想定されています。

(兵庫県 南海トラフ巨大地震津波浸水シミュレーション 平成25年12月24日公表)より)



ヘリコプター  
離着陸訓練

【コラム】自衛隊との防災協定

淡路地区は広域防災拠点として指定されており、自衛隊や消防の物資の集積、臨時ヘリポート、部隊の露営地等として活用される拠点となります。2015年3月には自衛隊と「災害時等の国営公園の占用に関する協定」を結んでいます。

環境学習・園芸福祉の場

地域の大学やボランティア団体等との連携により、小学生を対象とした環境学習、植物の育り等を用いた園芸福祉プログラムや障がいのある方が花壇管理等に参加する園芸福祉の場として活用されています。



園芸福祉プログラム

＜神戸地区＞

里山景観の再生・保全

神戸地区の区域は、数百年に渡って農業空間として維持されてきた豊かな里山でした。昭和30年代から燃料革命や生活スタイルの変化により手入れがされなくなり、ネササやツル等が茂る荒れた状態だったのを、公園整備によりもう一度人の手を加え、里山里山の典型的な景観を蘇らせています。



整備前  
(2002年)



整備後  
(2019年)

伝統的な自然観の継承

二十四節気七十二候で表現される花の開花や虫や鳥の出現などの自然の変化に応じ、収穫・体験・自然観察などの多様なプログラムを提供します。公園という事業手法を活かし、子どもからお年寄りまで誰もが気軽に里山の営みに触れることで、自然と共生する日本人の自然観を伝えていきます。

【コラム】二十四節気七十二候とは？

太陽七月の動きを細み合わせた太陰太陽暦「旧暦」では、春夏秋冬をそれぞれ六つに分けた二十四節気やこれをさらに三つに分けた我が国固有の七十二候で季節を表していました。



水辺の生きもの観察会

市民参加による公園づくり

神戸地区では、開園前の整備段階から多くの市民団体との協働による公園づくりに取り組んでおり、多数の市民団体が活動しています。

市民団体のみなさんには耕作・樹林管理作業、自然観察・環境調査等の活動の他、各団体の個性を活かした来園者向けのプログラム（体験・遊び、講習・観察会など）の提供に取り組んでいただいています。



どんど焼き



あいな里山まつり



あいな里山参画団体運営協議会

環境学習体験の発信

近隣の幼稚園・小中学校・高校・大学を含めた団体へ自然観察や収獲体験等の環境学習・総合学習の場を提供しています。



福作-福刈り



原っぱ遊び-虫取り



昔の暮らし-かまど

● “花の公園島”淡路 “大都市近郊の里山”神戸  
それぞれの地域特性を活かした魅力ある公園づくりの推進

淡路地区においては、開園以来培ってきた高度な植栽技術を活かし、四季折々の花後景をさらに充実するとともに、海に面した大規模公園ならではのパノラマ眺望を楽しめる海岸ゾーンを追加開園などにより新たな魅力を加えていきます。

神戸地区においては、里山体験プログラムの充実や里山らしい花の風どころ整備等による景観向上を行うとともに、自然環境の中でのアクティビティなどの拠点となる森のゾーンなどの整備を進めていきます。

● 多様な主体の参画、地域との連携の促進

ボランティアグループや市民団体との協働による体験プログラムの拡充や、民間事業者との連携による音楽、文化、スポーツなど各種イベント開催をより促進するとともに、追加開園区域においては、海岸や里山景観などの公園資源を活用した民間事業者による収益施設の導入等を図り、多様な主体の参画、連携により維持管理・運営を進めていきます。

さらに、明石海峡を挟み高速道路でアクセスしやすい、約30分で結ばれた立地を活かし、それぞれの地区の魅力を活かしてPRするなど2地区の連携強化や、両地区の周辺施設（淡路地区：淡路夢舞台・県立公園など、神戸地区：しあわせの村、キナーナの森など）との連携を一層促進し、地域観光の振興に寄与していきます。

● 情報通信技術や再生可能エネルギーの活用の推進

情報通信技術を用いたキャッシュレス化の試行や SNS による情報発信等により、公園の利活用の活性化や、利用満足度向上に向けて取り組めます。

また、太陽光発電などの再生可能エネルギーの活用、省エネ設備の導入等により環境負荷を低減し、持続可能な公園の管理運営を進めていきます。

＜淡路地区＞

民間活力の導入などにより、開園エリアの拡大、リニューアールを進めます

・明石海峡大橋を都市の日常から抜け出すゲートウェイとして、気分を“リセット”して、ゆっくりとした贅沢な時間を約束する淡路島体験へと誘（いざな）う拠点となる公園を目指します。

・花の景色づくりを中心としたエリアに加え、「国生みの島」の神話の舞台となった海の眺めと波音や香り、陽のひかり、風を五感で感じられる場所を提供し、魅力をアップします。

・波浪による浸食が生じている海岸線の安全対策を進め、海と山の自然に包まれながら、アウトドアのアクティビティを楽しむことができる開放的な場所を提供します。

シーンスケープ・ワールド

・大阪湾を望み、波音を聞きながら景色を楽しむエリアを整備します。

・さらには、潮を五感で感じられる海辺に続く園路を歩いて季節ごと、時間ごとに海の魅力を楽しめるエリアにします。



整備イメージ

シーンスケープ・ラウンジ

・民間活力の導入により、周辺環境と調和のとれたデザイン性により、開放的な空間づくりを行います。

・海辺の開放性やリゾート感、地産地消を楽しめる飲食などを提供するエリアを整備します。



整備イメージ



整備箇所図

アウトドア・ベース

・より質の高い海辺のアウトドア体験が出来るエリアを目指し、ハーベキュー広場の再整備を検討します。



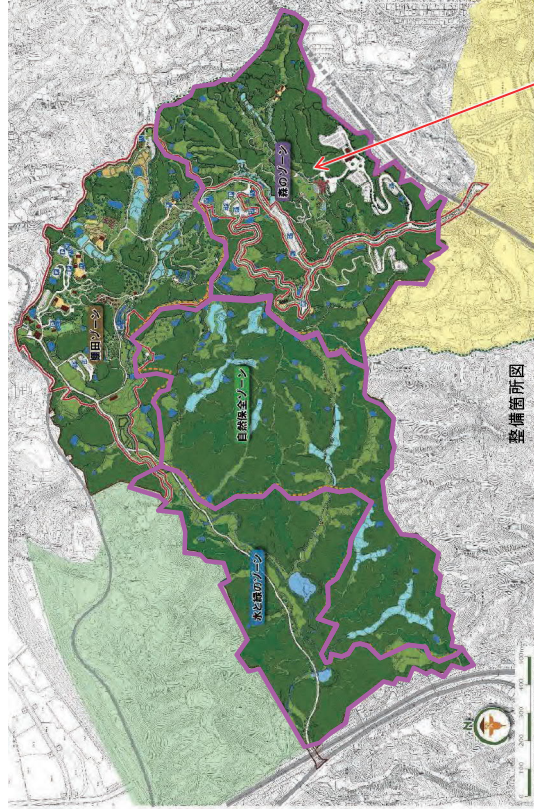
整備イメージ



<神戸地区>

自然環境を活かした森のゾーンなどの整備を進めます

- ・美しい風景の創出とともに子どもたちの遊びなど幅広い世代による余暇活動や自然環境の大切さを学習するゾーンとして順次整備します。
- ・国内の茅葺き民家の持続的な維持管理に必要となる茅場の整備など、里地里山環境を適切に管理し、利活用するための取組を進めます。
- ・公園に隣接する自然地との生態系ネットワークの保全・形成に配慮し、豊かな自然環境を保全します。



森のゾーン

- ・樹林や畑田を活かした遊びの空間の整備や、野や花・生きものとのふれあいを通じた学びの場を提供できるエリアの整備を行っています。
- ・複数の尾根跡や谷戸部の豊かな自然を踏まえ、自然学習プログラムや自然を楽しむプログラムを実施していきます。



利用イメージ(ツリーイング)

2地区一体型の国営公園の特色を活かし、広域的な利用を促進

淡路地区は「海辺の園遊空間」、神戸地区は「里地里山文化公園」という異なる魅力を持ちながら、ともに神戸の中心地三宮から約20kmに位置しており、両地区間は阪神高速、明石海峡大橋を利用すれば約30分で移動できる立地となっています。



● 情報通信技術の活用と公園利用者への利便性向上

チャットレス化の導入検討や、スマートフォンなどへの公園利用に関する情報提供システムの多言語化など、情報通信技術を積極的に用いる事で、「新しい生活様式」を踏まえた形で、幅広い公園利用者の利便性向上に取り組みしていきます。



多言語対応化イメージ

● 安全・安心な公園利用の推進

障がいを持つ方が花や自然を楽しむことのできるイベントの実施や休憩コーナーの増設など、より多くの方に満足いただけるような運営や、コロナ禍の影響を受けた「新しい生活様式」にも対応できるよう衛生管理の徹底を継続すると共に、密集を避けたイベントなど新たな利用方法を検討し、公園の魅力の情報発信を行っていきます。

また、淡路地区では老朽化した園路や水費施設の改修による機能回復を進め、神戸地区では茅葺き民家の定期的な補修や防火対策に取り組みしていきます。



レイズドベッドを使った植栽体験

## ＜淡路地区＞

### ● 高度な植栽技術、デザインの工夫による季節の花の風景づくり

チューリップ、ダリア、コスモスなど四季折々の花修景や、多品種で立体的にデザインした花壇などの高度な植栽技術によって、季節ごとに関西屈指の花の風景づくりを行っています。およそ5年ごとに開催される淡路島全島各地で花、食、歴史、暮らしなどの魅力発信を行う「淡路花博記念事業（花みどりフェア）」の期間においては、視点施設の一つとして、大規模な花修景や情報発信を行います。



四季折々の花修景

### ● 民間活力の導入による、魅力向上

国営公園で初めてPark-PFI事業において計画を認定し、民間事業者により美しい海の景色を活かした温浴施設、プールやカフェ、地元食材を活かしたレストランなどを展開し、「食と健康」をテーマとした、魅力あるサービス提供を行います。



登備イメージ

### ● 多様なイベント開催による地域活性化、交流促進

これまで成功してきた大規模イベントに加え、良好なアクセスや海・花に囲まれた平坦な芝生広場等の立地条件を活かして、話題性のあるイベントや多様な主体によるイベントを積極的誘致し、地域の活性化、交流の促進に貢献します。



ロハスフェスタ淡路島

### ● 地域と一体となった公園運営

隣接する淡路夢舞台のホテル、植物館、国際会議場や周辺の公園、観光施設等との連携により、個性的で魅力ある利用コンテンツの開発を進めます。

また、淡路市夢舞台サステイナブル・パーク創造事業と連携し、良好な都市生活基盤の形成に貢献します。加えて、園芸ボランティア団体「海峡フレンズ」と協働して活動を展開します。

このように、自然との関わりを通して、心と体の健康、社会生活における健康の回復を図る園芸療法も継続していきます。



海峡フレンズによる園内案内状況

### ● 広域防災拠点としての備え

大規模な災害発生時に災害派遣活動の拠点等としての運用を迅速、円滑に行うことができるよう、来園されているお客様を安全に避難誘導する訓練や、自衛隊等との情報伝達訓練等を充実するなど、災害発生に備えて取り組んでいきます。



災害時に防災拠点となる広場

## ＜神戸地区＞

### ● 市民団体等との協働

整備段階から協働で取り組んできた市民団体が中心となり、里山や自然に関する知識・技術を活かし、自らも楽しみながら来園者をおもてなす参加型の公園運営に引き続き取り組めます。個人参加型ボランティア「里山フレンズ」による公園ガイドや調理プログラム等も展開し、更なる魅力向上に取り組めます。



昔の暮らし・道具づくり

また、地域の教育機関や自治体、民間事業者など産官学が連携し、園内の茅葺き屋根の葺き替えや獣害対策など持続可能な公園管理を目指す取組を進めます。

### ● 里山の暮らし・文化の伝承、環境学習等の体験プログラムの実施

里地里山環境を最大限に活用し、二十四節気七十二候で表現される自然の変化と里地里山作業を組み合わせ、収穫・体験・自然観察などの多様なメニューをセットにしたプログラムを実施していきます。



耕作体験-  
家族でジャガイモ掘り

また、小中学校を中心とした学校団体の環境学習や総合学習の支援として好評を得ている、農作業体験や生きもの観察などのプログラム実施を引き続き行います。

### ● 野草など花の見どころの充実を含む里山景観の魅力向上

手入れされ日当たりが良くなった里山林や、田んぼの畔、湿地などに生育する自生種の野草を中心に、花のみどころを充実し、懐かしい風景と花を一体で楽しむことができる場所を増やします。



白拍子棚田キキョウの風景

また、園内で多数生息する貴重種の保全、樹林管理、獣害被害の防止などにも引き続き取り組んでいきます。

### ● 里地里山文化の情報発信の強化

里地里山文化公園としての魅力を SNS 発信なども含めて継続して発信していきます。

また、隣接する神戸市のしあわせの村やキーナの森と連携し、合同でイベントを開催したり、広報・情報発信をしていきます。



キーナの森への探検ハイキング

## 事業の効果

- 淡路地区海岸ゾーンの追加開園により、1キロ以上の海岸線からの海へのパノラマ眺望を活かした新たな魅力を提供できるようになり、来園者の増加による地域の活力の増進につながります。
- 自然観察などの多様なプログラムを通じて、環境学習など自然環境や文化を学ぶ機会を提供します。
- 市民団体や民間事業者など多様な主体の参画・連携の促進により、本公園の資源をさらに活用した新たな視点のサービスが提供できるようになり、新たな来園者層の発掘につながります。
- 民間施設を含めた周辺施設との連携を促進し、各々の得意分野を活かした取り組みを行うことで、地域の個性や魅力を発揮した効果的な地域活性化の進展が期待できます。
- よく手入れされた大きな公園があることで、特に淡路地区所在地周辺では、民間開発におけるブランドとなり、不動産価値の向上に寄与します。
- 定期的な訓練等により、広域防災拠点として地域の防災性が向上します。



淡路花博 2020 花みどりフェアアプレイイベント  
(淡路地区 ボブラの丘)



大阪湾の眺望  
(淡路地区 海のテラス)

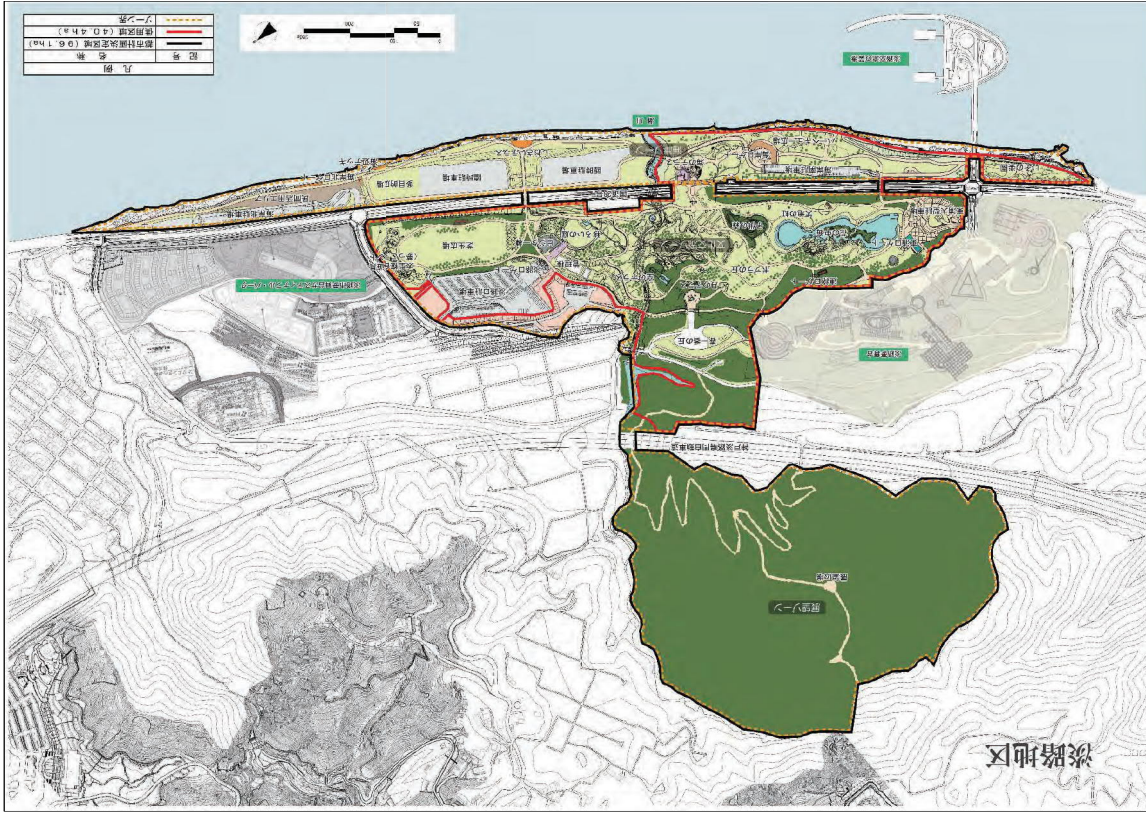


水辺の生き物観察会  
(神戸地区 耕作菜園地区)

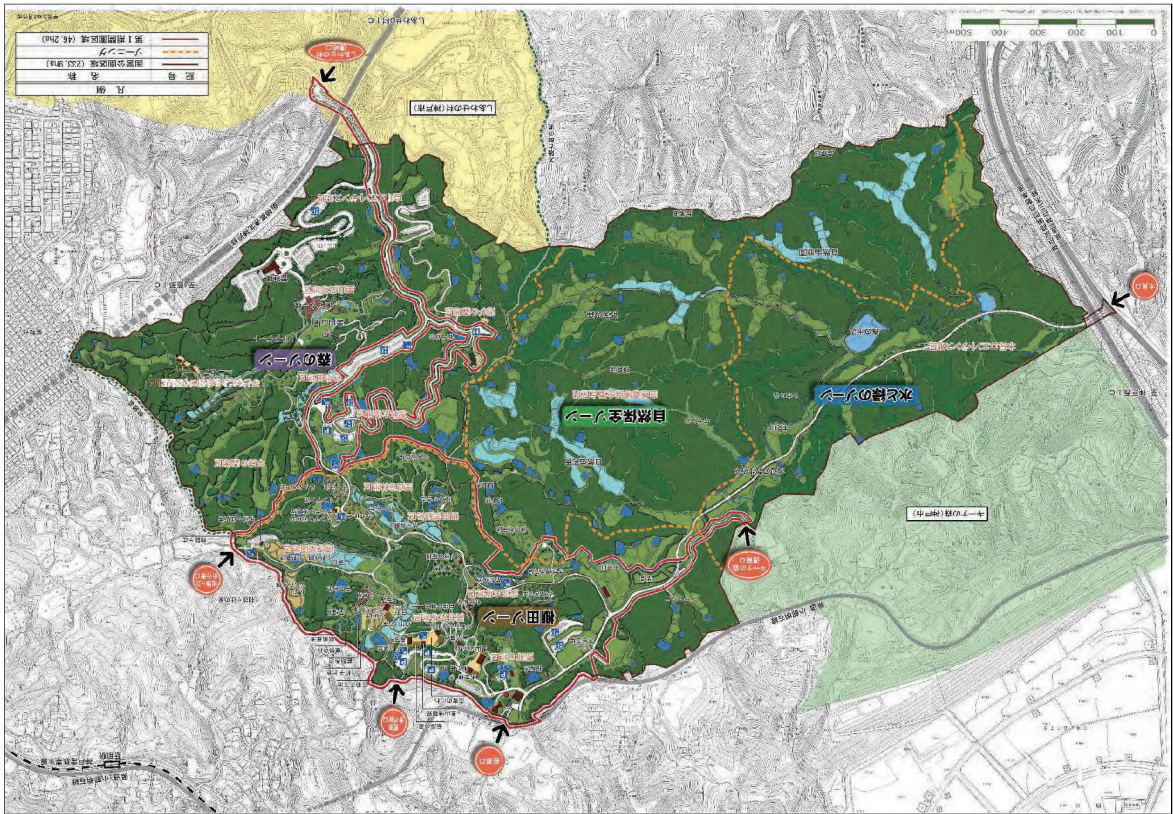


もちつき体験  
(神戸地区 白拍子の二枚)

なお、本プログラムは、事業の進捗状況などをふまえ、適宜見直しを行います。



淡路地区計画平面図



( 目 次 )

□第1編	総則		
第1章	災害対策部運営計画の目的と構成	・・・	1-1
第2章	災害対策部の組織	・・・	1-1
第3章	対策部の設置・廃止及び体制の発令・解除	・・・	1-1
第4章	各班の所掌事務	・・・	1-2
第5章	要員の確保、職員の参集	・・・	1-2
第6章	連絡体制、防災担当職員、非常時緊急参集要員	・・・	1-2
第7章	開園区域	・・・	1-3
第8章	防災拠点としての公園利用	・・・	1-3
第9章	適用期間	・・・	1-3
別紙1-1	災害対策部組織	・・・	1-4
別紙1-2	災害対策部設置基準	・・・	1-5
別紙1-3	所掌事務	・・・	1-7
別紙1-4	災害時連絡系統図	・・・	1-8
別紙1-5	開園区域	・・・	1-9
別紙1-6	占用協議手続	・・・	1-11
□第2編	地震災害対策部運営計画		
第1章	目的	・・・	2-1
第2章	地震災害予防(事前対策)	・・・	2-1
第3章	防災体制の発令及び地震災害対策部の設置	・・・	2-1
第4章	体制要員	・・・	2-2
第5章	防災担当職員及び非常時緊急参集要員	・・・	2-2
第6章	業務内容	・・・	2-2
第7章	その他	・・・	2-4
別紙2-1	地震時初動マニュアル	・・・	2-6
□第3編	津波災害対策部運営計画		
第1章	目的	・・・	3-1
第2章	津波災害予防(事前対策)	・・・	3-1
第3章	防災体制の発令及び津波災害対策部の設置	・・・	3-1
第4章	体制要員	・・・	3-1
第5章	防災担当職員及び非常時緊急参集要員	・・・	3-2
第6章	業務内容	・・・	3-2
第7章	その他	・・・	3-4
□第4編	風水害対策部運営計画		
第1章	目的	・・・	4-1
第2章	防災体制の発令及び風水害対策部の設置	・・・	4-1
第3章	体制要員	・・・	4-2
第4章	業務内容	・・・	4-2
第5章	その他	・・・	4-4
別紙4-1	休日・時間外における防災体制について	・・・	4-6

令和4年度

災害対策部運営計画

令和4年5月

近畿地方整備局  
 国営明石海峡公園事務所

□ 第5編 大規模火事等災害対策部運営計画	
第1章 目的	・・・ 5-1
第2章 防災体制の発令及び大規模火事等災害対策部の設置	・・・ 5-1
第3章 体制要員	・・・ 5-1
第4章 業務内容	・・・ 5-2
第5章 その他	・・・ 5-3
□ 第6編 支援対策部運営計画	
第1章 目的	・・・ 6-1
第2章 支援対策部の設置	・・・ 6-1
第3章 支援対策部の組織及び業務分担	・・・ 6-1
第4章 支援対策部の業務内容	・・・ 6-1
第5章 支援対策部の設置基準	・・・ 6-1
□ 第7編 共通資料	
資料1 災害対策部組織要員一覧表	・・・ 7-1
資料2 災害時連絡系統図	・・・ 7-2
資料3 気象台発表における地域、発表基準	・・・ 7-3
資料4 公園区域内及び公園区域に隣接する他の管理者施設	・・・ 7-4
資料5 「災害時の国営公園の占用に関する協定」 に関する連絡先一覧	・・・ 7-5
資料6 関係機関一覧表	・・・ 7-6
資料7 緊急時の報道機関への連絡体制	・・・ 7-8
資料8 異常気象時における公園の開園・閉園判断基準	・・・ 7-11
参考資料 土砂災害に係る臨時閉園の判断基準(案)	・・・ 7-12
資料9 明石海峡大橋「通行止基準値」	・・・ 7-20
資料10 巡回点検要領	・・・ 7-21
資料11 巡回範囲(淡路地区)	・・・ 7-22
資料12 巡回範囲(神戸地区)	・・・ 7-23
資料13 建設機械等一覧表	・・・ 7-24
資料14 災害時等における緊急時災害応急対策業務に関する協定	・・・ 7-25
資料15 津波・高潮浸水区域図	・・・ 7-26
□ 第8編 様式	
(様式-1) 体制発令書	・・・ 8-1
(様式-2) 災害情報関係記録表	・・・ 8-2
(様式-3) 巡回点検記録表	・・・ 8-3
(様式-4) 対策部対応状況記録	・・・ 8-4
(様式-5) 参集者受付簿〔本務地参集職員用〕	・・・ 8-5
(様式-6) 参集者受付簿〔本務地以外への参集職員用〕	・・・ 8-6
(様式-7) 安否確認状況報告書	・・・ 8-7
(様式-8) 参集状況報告書	・・・ 8-8
(様式-9) 被災状況調査表	・・・ 8-9
(様式-10) 緊急災害応急対策業務 指示書	・・・ 8-10
(様式-11) 緊急災害応急対策業務 実施報告書	・・・ 8-11

## 健康増進法（抜粋）

【健康増進法（平成十四年法律第百三号、令和四年法律第七十七号による改正）】

### 第六章 受動喫煙防止

#### (国及び地方公共団体の責務)

**第二十五条** 国及び地方公共団体は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙に関する知識の普及、受動喫煙の防止に関する意識の啓発、受動喫煙の防止に必要な環境の整備その他の受動喫煙を防止するための措置を総合的かつ効果的に推進するよう努めなければならない。

#### (関係者の協力)

**第二十六条** 国、都道府県、市町村、多数の者が利用する施設（敷地を含む。以下この章において同じ。）及び旅客運送事業自動車等の管理権原者（施設又は旅客運送事業自動車等の管理について権原を有する者をいう。以下この章において同じ。）その他の関係者は、望まない受動喫煙が生じないよう、受動喫煙を防止するための措置の総合的かつ効果的な推進を図るため、相互に連携を図りながら協力するよう努めなければならない。

#### (喫煙をさせる際の配慮義務等)

**第二十七条** 何人も、特定施設及び旅客運送事業自動車等（以下この章において「特定施設等」という。）の第二十九条第一項に規定する喫煙禁止場所以外の場所において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならない。

**2** 特定施設等の管理権原者は、喫煙をすることができる場所を定めようとするときは、望まない受動喫煙を生じさせることがない場所とするよう配慮しなければならない。

#### (定義)

**第二十八条** この章において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

一～三 略

**四** 特定施設 第一種施設、第二種施設及び喫煙目的施設をいう。

**五** 第一種施設 多数の者が利用する施設のうち、次に掲げるものをいう。

**イ** 学校、病院、児童福祉施設その他の受動喫煙により健康を損なうおそれが高い者が主として利用する施設として政令で定めるもの

**ロ** 国及び地方公共団体の行政機関の庁舎（行政機関がその事務を処理するために使用する施設に限る。）

**六** 第二種施設 多数の者が利用する施設のうち、第一種施設及び喫煙目的施設以外の施設をいう。

七～十二 略

**十三** 特定屋外喫煙場所 第一種施設の屋外の場所の一部の場所のうち、当該第一種施設の管理権原者によって区画され、厚生労働省令で定めるところにより、喫煙をすることができる場所である旨を記載した標識の掲示その他の厚生労働省令で定める受動喫煙を防止するために必要な措置がとられた場所をいう。

**十四** 略

### 第二節 受動喫煙を防止するための措置

#### (特定施設等における喫煙の禁止等)

**第二十九条** 何人も、正当な理由がなくて、特定施設等においては、次の各号に掲げる特定施設等の区分に応じ、当該特定施設等の当該各号に定める場所（以下この節において「喫煙禁止場所」という。）で喫煙をしてはならない。

一 第一種施設 次に掲げる場所以外の場所

イ 特定屋外喫煙場所

ロ 喫煙関連研究場所

二 第二種施設 次に掲げる場所以外の屋内の場所

イ 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室の場所

ロ 喫煙関連研究場所

三 喫煙目的施設 第三十五条第三項第一号に規定する喫煙目的室以外の屋内の場所

四 旅客運送事業自動車及び旅客運送事業航空機 内部の場所

五 旅客運送事業鉄道等車両及び旅客運送事業船舶 第三十三条第三項第一号に規定する喫煙専用室以外の内部の場所

**2** 都道府県知事は、前項の規定に違反して喫煙をしている者に対し、喫煙の中止又は同項第一号から第三号までに掲げる特定施設の喫煙禁止場所からの退出を命ずることができる。

#### (特定施設等の管理権原者等の責務)

**第三十条** 特定施設等の管理権原者等（管理権原者及び施設又は旅客運送事業自動車等の管理者をいう。以下この節において同じ。）は、当該特定施設等の喫煙禁止場所に専ら喫煙の用に供させるための器具及び設備を喫煙の用に供することができる状態を設置してはならない。

**2** 特定施設の管理権原者等は、当該特定施設の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止又は当該喫煙禁止場所からの退出を求めよう努めなければならない。

**3** 旅客運送事業自動車等の管理権原者等は、当該旅客運送事業自動車等の喫煙禁止場所において、喫煙をし、又は喫煙をしようとする者に対し、喫煙の中止を求めよう努めなければならない。

**4** 前二項に定めるもののほか、特定施設等の管理権原者等は、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な措置をとるよう努めなければならない。

#### (特定施設等の管理権原者等に対する指導及び助言)

**第三十一条** 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等に対し、当該特定施設等における受動喫煙を防止するために必要な指導及び助言をすることができる。

#### (特定施設等の管理権原者等に対する勧告、命令等)

**第三十二条** 都道府県知事は、特定施設等の管理権原者等が第三十条第一項の規定に違反して器具又は設備を喫煙の用に供することができる状態を設置しているときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、当該器具又は設備の撤去その他当該器具又は設備を設置していることができないようにするための措置をとるべきことを勧告することができる。

**2** 都道府県知事は、前項の規定による勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、同項の期限内にこれに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

**3** 都道府県知事は、第一項の規定による勧告を受けた特定施設等の管理権原者等が、その勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該管理権原者等に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

## 神戸市火災予防条例

【神戸市火災予防条例（昭和37年4月1日 条例第6号(令和3年4月1日施行)抜粋）】

第19条 こんろ，ストーブ等液体燃料を使用する器具(以下本条において「器具」という。)の取扱いは，次に掲げる基準によらなければならない。

(1) ～ (9) 略

(9の2) 祭礼，縁日，花火大会，展示会その他の多数の者の集合する催しに際して使用する場合にあっては，消火器の準備をした上で使用すること。

(指定催しの指定)

第50条の10の5 消防長は，祭礼，縁日，花火大会その他の多数の者の集合する屋外での催しのうち，大規模なものとして消防長が別に定める要件に該当するもので，対象火気器具等(令第5条の2第1項に規定する対象火気器具等をいう。以下同じ。)の周囲において火災が発生した場合に人命又は財産に特に重大な被害を与えるおそれがあると認めるものを，指定催しとして指定しなければならない。

2、3項略

(屋外催しに係る防火管理)

第50条の10の6 前条第1項の指定催しを主催する者は，同項の指定を受けたときは，速やかに防火担当者を定め，当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に同項の指定を受けた場合にあっては，防火担当者を定めた後遅滞なく)次の各号に掲げる火災予防上必要な業務に関する計画を作成させるとともに，当該計画に基づく業務を行わせなければならない。

- (1) 防火担当者その他火災予防に関する業務の実施体制の確保に関すること。
- (2) 対象火気器具等の使用及び危険物の取扱いの把握に関すること。
- (3) 対象火気器具等を使用し，又は危険物を取り扱う露店，屋台その他これらに類するもの(第54条において「露店等」という。)及び客席の火災予防上安全な配置に関すること。
- (4) 対象火気器具等に対する消火準備に関すること。
- (5) 火災が発生した場合における消火活動，通報連絡及び避難誘導に関すること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか，火災予防上必要な業務に関すること。

2 前条第1項の指定催しを主催する者は，当該指定催しを開催する日の14日前までに(当該指定催しを開催する日の14日前の日以後に前条第1項の指定を受けた場合にあっては，消防長が定める日まで)に，前項の規定による計画を消防長に提出しなければならない。

第54条 次に掲げる行為をしようとする者は，あらかじめ，その旨を所轄消防署長に届け出なければならない。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生するおそれのある行為
- (2) ～ (6) 略
- (7) 祭礼，縁日，花火大会，展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設(対象火気器具等を使用する場合に限る。)



## 淡路広域消防事務組合火災予防条例

## 淡路広域消防事務組合運用通知 (抄)

## 【淡路広域消防事務組合火災予防条例 (昭和59年10月16日条例第89号) 抜粋】

第45条 次の各号に掲げる行為をしようとする者は、あらかじめ、その旨を消防長に届け出なければならぬ。

- (1) 火災とまぎらわしい煙又は火炎を発生させるおそれのある行為
- (2) 煙火 (がん具用煙火を除く。) の打上げ又は仕掛け
- (3) 劇場等以外の建築物その他の工作物における演劇、映画その他の催物の開催
- (4) 水道の断水又は減水
- (5) 消防隊の通行その他消火活動に支障を及ぼすおそれのある道路工事
- (6) 祭礼、緑日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催しに際して行う露店等の開設 (対象火気器具等を使用する場合に限る。)

## 露店等の開設届出に係る運用について

- 1 「多数の者の集合する催し」について
 

改正後の火災予防条例第18条第1項第9号の2中「祭礼、緑日、花火大会、展示会その他の多数の者の集合する催し」とは、 時的に一定の場所に人が集合することにより混雑が生じ、火災が発生した場合の危険性が高まる催しであって、例示されている祭礼、緑日、花火大会、展示会のように一定の社会的広がりを持つものも指すものであること。したがって、集合する者の範囲が個人的ななりに留まる場合 (近親者によるバーベキュー、幼稚園で父母が主催するもちつき大会のように相互に面識がある者が参加する催し)のほか、主催が自治会、町内会等であり、参加者が地域住民に限定されるような場合などは対象外であること。
- 2 「対象火気器具等」について
 

対象火気器具等とは、①液体燃料を使用する器具、②固体燃料を使用する器具、③気体燃料を使用する器具、④電気を発源とする器具、⑤使用に際し火災の発生のおそれのある器具であり、具体的には、コンロ、グリドル、ストーブ、発電機等が該当するが、規定上、電気ポット、ホットプレート、コーヒーマーカーなども含まれるものであること。
- 3 「消火器」について
  - (1) 消火器は、初期消火を有効に行うために準備するものであることから、消火器の技術上の規格を定める省令第1条の2第1号に規定する消火器 (同条第2号に規定する住宅用消火器を除く。)のうち、対象火気器具等の種別その他周囲の可燃物等の消火に適応とされるものを準備する必要があること、なお、消火器の能力単位について指導する場合には、対象火気器具等の入力及び燃料種別その他周囲の可燃物等の美態を踏まえ、必要な能力単位を判断されたいこと。
  - (2) 消火器は、原則として、対象火気器具等を取り扱う者が準備する必要があること。ただし、初期消火を有効に行いうる場合は、対象火気器具等の美態に拘らず、複数の対象火気器具等に対して共同して消火器を準備することも妨げられ

ないこと。この場合、一の消火器に至る歩行距離が2.0m以下となるような配置を指導するものとする。

- (3) 対象火気器具等を使用する際に準備する消火器については、消防法第17条の3の3に規定する点検の義務はないが、腐食又は破損がある等不適切な消火器を準備していることが明らかとなった場合には、適切な消火器を準備するよう指導を行う必要があること。

#### 4 「露店等開設の届出者」について

原則として「露店等を開設しようとする者」であるが、一つの催しに複数の対象火気器具を使用する露店等が開設される場合には、個々の露店主がそれぞれ個別に行うのではなく、当該催しの主催者、施設の管理者、露店等の開設を統括する者等が取りまとめて届出を行うよう指導するものとする。

## 神戸市市民救命士上級コース 講習内容

	講習名	概要	講習時間 (分)	受講料
市 民 救 命 士 講 習	普通救命コース I	呼吸や心臓が止まったときに必要な救命手当法(AEDの使用方法を含む)を学習します。	180分	無料
	小児コース	小児・乳児の事故防止及び救命に必要な応急手当法(AEDの使用方法を含む)を学習します。	180分	無料
	ケガの手当コース	止血,骨折,ケガ等外傷の手当に役立つ応急手当法を学習します。	120分	無料
	上級コース	上記3コースの内容の他,救急現場に必要な応急手当法を学習します。	480分	無料
	救急インストラクター講習	応急手当指導技法を学習し,事業所の従業員,防災組織の構成員又はこれらに属しない地域住民などに応急手当を指導できる人材を養成します。	1440分	5,500 円

※出典：神戸市HP

[https://www.city.kobe.lg.jp/a86585/bosai/shobo/outline/center/simin\\_kenshu2/oukyuuteate.html](https://www.city.kobe.lg.jp/a86585/bosai/shobo/outline/center/simin_kenshu2/oukyuuteate.html)

## 業務入園規則

国営明石海峡公園事務所

### (目的)

第1条 本規則は、国営明石海峡公園(以下「公園」という。)が安全で快適な公園とするために、取材・行権事・ボランティア活動・工事・業務・納品等通常の公園利用と異なる目的で入園する者並びに車両について適用する。

### (入園許可)

第2条 入園の許可を得る場合には、国営明石海峡公園事務所長(以下「事務所長」という。)が定める入園許可の手続きに従い許可を得、入園許可書の交付を受けるものとする。

2 原則として、開園時間内の車両入園は許可しない。ただし、別途定める場合にはこの限りではない。

3 前項により公園内に車両入園の許可を得る場合には、事務所長が定める車両入園許可の手続きに従い許可を得るものとする。  
なお、車両で入園する際には、運転席付近の目立つ位置に入場(駐車)許可証を示すものとする。

### (入園規則)

第3条 各ゲートで、入園許可書、ボランティア証及び雇用者の発行した身分を証明できる物を必ず提示し、担当職員の手チェックを受けること。

2 許可された目的に反する行為は、行わないこと。

3 園内においては、担当職員、警備員の指示に従うこと。

4 園内において第三者に被害を与えた場合、及び公園施設に被害を与えた場合は、すみやかに担当職員、警備員に報告するとともに応急処置を取ること。また、理由の如何を問わず損害を負うこと。

5 雇用者は、必ず身分を証明する物を発行すること。

### (適用範囲)

第4条 本規則において、公園内とは開園区域を指す。

### (罰則)

第5条 この規則で定める規定に違反した者並びに車両は即刻退園を命じるとともに、入園許可を取り消すことがある。

# 入場(駐車)許可証 【〇〇地区】

入場許可番号 神〇〇〇-〇〇〇

有効期間 R00.00.00 ~ R00.00.00

株式会社〇〇 明石 太郎

大阪301 む 〇〇〇〇 車種

国土交通省 近畿地方整備局  
国営明石海峡公園事務所

## 公園内を通行する車両の注意事項について

1. 公園内は、時速 20Km 以下の通行を厳守すること。
2. 公園内は、指定された通路以外を通行しないこと。特に大型車の通行については、事前に協議を行うこと。
3. 各出入り口では、警備員の指示に従って通行すること。
4. 入場(駐車)許可証が不要になった場合は、速やかに返却すること。
5. 公園内通行に当たって、本人の不注意で起こった事故等の責任は、官としては一切負わない。

## 駐車場使用に関する注意事項について

1. 駐車場の入出時には、安全管理に注意すること。
2. 鍵の施錠を必ず行うこと。
3. 道路を横断するときは、安全管理に注意すること。
4. 入場(駐車)許可証が不要になった場合は、速やかに返却すること。
5. 駐車場使用者の不注意で起こった事故等の責任は、官としては一切負わない。
6. 申請期間は最大1年間とし、年度ごとに申請及び更新すること。

## イベントの許可条件

1. 都市公園法及び関係法令等を遵守するとともに公園管理者の指示に従うこと。
2. 公園の風致及び美観、その他公園としての機能を害しないこと。
3. 公園を損傷し、汚損するなど公園の利用に支障を及ぼすおそれのある行為をしないこと。
4. 一般公園利用者に迷惑をかけないように十分留意すること。
5. 公衆の安全を守るよう、必要な措置を講ずること。特に一般公園利用者の安全対策等について公園管理者と十分調整すること。
6. 第三者とのトラブルが生じないように十分留意すること。
7. 公園予定地においては管理上支障のないようにすること。
8. 許可の期間が満了したときは、公園を直ちに原状に回復すること。ただし、原状に回復することが不適當な場合は、公園管理者の指示に従い必要な措置をとること。
9. 事故が発生し、又はその恐れがあると判断される場合は、一切申請者の責任において速やかに処理すること。
10. 公園施設を損傷し、汚損し、又は滅失した場合は、これを修理し、若しくは原状に回復し、又は損傷を賠償すること。
11. 公園管理者は、次に示すような場合、申請者に対して、許可を取り消したり、必要な措置を講ずるように命ずることがある。
  - (1) 申請内容に偽りがあったり、不正な手段により許可を受けた場合
  - (2) この許可条件を守らない場合
  - (3) 都市公園法又は都市公園法に基づく規定に違反した場合
  - (4) 公園予定地の保全上又は公益上やむを得ない必要が生じた場合
12. 申請者において、以下の各事項のいずれにも該当しないこと。
  - (1) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」(平成3年5月25日法律第77号)第2条第2号に規定する暴力団又は暴力団関係者と社会的に非難されるべき関係を有していること。
  - (2) 同法第2条第6号に規定する暴力団員を業務を総括する者又は従業者として使用していること。
  - (3) 暴力団又は暴力団関係者を再委託先としていること。
  - (4) 再委託先が暴力団又は暴力団関係者と知りながらそれを容認し、又はその疑いがあると認められながら確認を行うことなく、再委託契約を継続させていること。
13. 当該行為により生じた塵芥は行為終了後、責任を持って処理すること。
14. 拡声器使用の場合は第三者に対し不快感を与えないようその音量については十分注意すること。
15. ロケーション撮影等については、出版物、放送時に撮影協力として公園名(国営明石海峡公園)を記載すること。
16. 神戸地区においてはマムシ・スズメバチ等の危険な動物に対して注意し、事前に安全対策を講ずること。
17. 実施期間における「新型コロナウイルス感染症に係る兵庫県対処方針」に基づき、感染拡大防止に取り組むこと。
18. 地元自治体、近隣住民など地元関係者の十分な理解を得て実施すること。
19. 本許可条件の他、「国営明石海峡公園における行為の禁止等に関する取扱要領」(令和4年6月30日)を遵守すること。

## 継続性の高いイベント（淡路地区）

イベント名	時期	イベント内容	主催等（連絡先）
春のカーニバル	3月下旬～ 5月上旬	明石海峡公園では、花の見頃に併せてチューリップアイランドパーティーやフラワーガイドツアーなど、花と緑に関わるイベントの他、土日祝日にはステージショーや家族で楽しめるイベントを実施する。	主催：国営明石海峡公園 後援：兵庫県他
サマーフェスタ	7月下旬～ 8月下旬	夏休みに併せて昆虫の標本展示を行う他、水辺の生きもの観察会や海辺の生きもの観察会など、生きものに触れる自然を活かしたイベントや工作、絵画など夏休みの宿題お助け教室などのイベントを実施する。	主催：国営明石海峡公園 後援：兵庫県他
秋のカーニバル	9月下旬～ 11月上旬	明石海峡公園では、周囲の色づきと共に秋のロマンを醸し出す華やかなコスモスやダリアなど大規模な秋の花修景とともに園芸体験や公園ガイドツアーなど様々なイベントを実施する。	主催：国営明石海峡公園 後援：兵庫県他
あわジオフェスティバル	12月上旬～ 1月上旬	冬休み期間中古代生物の化石を展示し、地球の生命活動を学べるイベントを実施する。	主催：国営明石海峡公園 後援：兵庫県他

継続性の高いイベント(神戸地区)

イベント名	時期	イベント内容	主催等(連携先)
春フェスタ:GWの里山を楽しむ	GW期間	春フェスタの期間中のGWに家族連れをターゲットにした内容のイベント。 ◆里の楽しみ(体験・遊び) 昔遊び/草すべり/写生会/里山どうぶつえん/ヨモギ摘み/ガイドツアー/蝶・生きもの観察/竹細工/理科実験/草花あそび 等 ◆里のあじわい(飲食・販売) 五目井/野菜販売/コーヒー/ドラム缶ピザ等	主催: 国営明石海峡公園 あいな里山参画団 体運営協議会
春フェスタ: 田植えまつり	5月下旬～ 6月上旬	田植え唄にあわせて早乙女田植えで田植えまつりがスタート。田植え体験をとおして里山の生活・文化などを伝承するイベント。 ◆里の楽しみ(体験・遊び) 田植え体験(玉ネギ収穫付)/早乙女田植え/田植え唄ステージ/和太鼓演奏/昔遊び/草すべり/写生会/竹細工/丸太切り/ササユリ観察 等 ◆里のあじわい(飲食・販売) 五目井/野菜販売/コーヒー/ドラム缶ピザ等	主催: 国営明石海峡公園 あいな里山参画団 体運営協議会
夏フェスタ : やまもまつり	7月上旬	公園のシンボル樹であり藍那地域の暮らしの中で育まれてきた“やまも”をテーマにしたイベント。 ◆里の楽しみ(体験・遊び) やまもも摘み体験/やまもも葉っぱアート/蝶観察/竹細工/理科実験/きのご観察会/竹細工 等 ◆里のあじわい(飲食・販売) ジャガイモかんぱん/野菜販売/コーヒー/井 等	主催: 国営明石海峡公園 あいな里山参画団 体運営協議会
秋フェスタ: 里山まつり	10月上旬	里山の恵みを最大限に活かしたプログラムメニューを実施。 ◆里の楽しみ(体験・遊び) 稲刈り体験(芋ほり付)/昔遊び/里山どうぶつえん/蝶・生きもの観察/竹細工/理科	主催: 国営明石海峡公園 あいな里山参画団 体運営協議会

実験/丸太切り/炭焼き/干し柿作り/足踏み脱穀/色んな葉っぱアート/クラフト/等 ◆里のあじわい(飲食・販売) 里山カレー/野菜販売/コーヒー/ドラム缶ピザ 等			
無病息災・五穀豊穡を祈って正月飾りや書初めなどを焼く行事とこま回しや羽根つきといった正月遊びの体験など新春の里山を楽しむイベント。 ◆里の楽しみ(体験・遊び) かまど体験/竹細工/昔遊び/和太鼓演奏/理科実験 等 ◆里のあじわい(飲食・販売) 井/里山うどん/野菜販売/おでん/コーヒー 等	1月中旬	冬フェスタ:とんど 焼き	主催: 国営明石海峡公園 あいな里山参画団 体運営協議会



## 行催事について

### 1. 国費の支出対象となる行催事について

- 1) 国営明石海峡園運営維持管理業務基本方針に則していること
- 2) 公園・緑化に関する意識の高揚や知識の普及に資するもの
- 3) 歴史や自然に関する学術的なもの
- 4) その他公園のイメージアップや利用促進に資するもので国営公園内の行催事としてふさわしいもの

### 2. 国費を充当できる支出項目について

国費を充当できる支出項目は、当公園の行催事としてふさわしいものであるとともに、公共性が高く、利用者全体に関わるもので、社会通念上理解の得られる範囲内での必要十分な経費に限られる。なお具体には以下のとおりとする。

- 1) 会場設営費
- 2) 会場運営費（飲食費については不可）
- 3) 資機材費（参加者が持ち帰らない工作物等材料費は可）
- 4) 講師謝礼金
- 5) パンフレット類等広報物作成費

### 3. 国費を充当できない支出項目について

国費の支出対象となる行催事であっても、以下の項目には国費を充当できない。

- 1) 参加者に配付する参加費
  - 2) 参加者が持ち帰る工作物等の材料費
- ただし、いずれの場合にも国費以外のも国費以外の自主財源、または参加者からの参加費を充当することを妨げない。

### 4. 主催イベント

- 1) 大型主催イベント  
国営明石海峡公園主催の行催事のうち、以下のイベントを「大型主催イベント」として予定している。

あらかじめ年間行事計画書に記載した上で、打合せ簿及び予算書（支出項目内訳）、詳細な実施計画書により、発注者の承諾を得た上で実施するものとする。  
また、経費については、実施後速やかに精算報告書を提出する。

#### 【淡路地区】

- ・ 春のカーニバル
- ・ サマーフェスタ
- ・ 秋のカーニバル
- ・ あわじオフェスティバル

#### 【神戸地区】

- ・ あいな里山春フェスタ（GWの里山を楽しもう、田植えまつり）
- ・ あいな里山夏フェスタ（やまももまつり）
- ・ あいな里山秋フェスタ（里山まつり）
- ・ あいな里山冬フェスタ（とんど焼き）

なお上記期間中に開催する主催イベントについては、各大型主催イベント名を冠につけて、広報してもよい。

#### 2) 主催イベント

国営明石海峡公園主催の行催事のうち、大型主催イベント以外のものを「主催イベント」という。

### 5. 自主イベント

本業務の目的達成や利用促進の一環として、人件費を含む国費を一切充当せず、都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可を得た上で実施する事業を自主事業といひ、自主事業として実施する行催事を「自主イベント」という。

自主イベントに実施にあたっては、都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第20条に基づき、占有した土地または建物の使用料を納めることが必要となる。ただし、公共性の高い行催事を公園管理者との共催により行う場合、使用料が不要となる場合がある。

具体的な内容については、提案の内容を踏まえて発注者と協議の上、年間行事計画書に記載するものとする。

### 6. 持ち込みイベント

第3者が都市公園法（昭和31年法律第79号）第5条、第6条又は12条に基づく許可を得た上で実施する行催事を「持ち込みイベント」という。

事業者は、実施に向け必要な調整を行わなければならない。

### 7. 行催事の件数の数え方

- 1) 原則当公園敷地内において、不特定多数の入園者が参加できる行催事を対象とする。事前申し込みによる制限はできないものとする。
- 2) 1年未満の期間続けて行う展示等は1回と数える。当該年度内に1度撤去し、再設置した場合は設置する毎に1回と数える。
- 3) ほぼ同じ内容で1日数回行う行催事は1回/日と数える。異なる日に実施した場合は、日毎に1回と数える。
- 4) 補完事業・自主事業による行催事も、1～3)の方法で実施回数に加えるものとする。
- 5) 神戸地区の利用プログラムは、里山学習プログラムと里山体験メニューから構成される（具体的な内容は、別紙ー6第12条を参照）が、「年間開催回数」には里山体験メニューの回数を含まないものとする。

### 8. 行催事の参加者数の数え方

- 1) 参加者数は延べ人数とする。

- 2) ほぼ同じ内容で1日数回行う開催事は当該日の延べ人数とする。異なる日に実施した場合は、日毎の延べ人数とする。
- 3) 展示は参加者数を数えない。
- 4) 神戸地区の利用プログラムは、里山学習プログラムと里山体験メニューから構成される(具体的な内容は、別紙-6第12条を参照)が、「年間延べ参加人数」には里山体験メニューの参加人数を含まないものとする。

#### 9. 開催の協力体制について

開催の協力体制については、これまで協力いただいた各自治体、各団体との協力、連携に留意すること。

## 里山体験メニュー

### ・里山学習プログラムのイメージ

#### 1. 管理受託者が実施するプログラムの種類

管理受託者が提供する主な利用プログラムの種類は以下に示す2種類である。

「里地 里山体験プログラム」	
里山体験メニュー	明石海峽公園神戸地区のベースとなるもので、耕作・里山管理体験がメイン。 ・年間を通し提供 ・二十四節気にあわせて実施 ・1時間以内
里山学習プログラム	自然観察イベントや里山での遊び、里山文化・歴史に関する学習イベント。 ・公園の魅力向上につながる幅広い世代やニーズに対応した様々なプログラムを提供する ・1～2時間程度のプログラム

#### 2. 里山体験メニューの実施方法

里山体験メニューの内容は主に、水田・畑における耕作の「作業」である。

「作業」とは、耕作体験で多く実施される「収穫体験」とは異なり、実際の農作業（畑であれば草取り、間引きなど）のことを指す。

基本的に耕作に関する里山体験メニューは毎日実施し、日によって里山の暮らし（野草茶づくりや障子貼りなど）、里山管理（新割や柴刈りなど）に関する体験メニューを追加して実施する。

来園者は耕作や里山管理に関する体験を行った後、維持管理を手伝ったお礼として、作業量に応じた収穫物が貰える。

配布方法は、お米など一定の乾燥期間が必要な耕作物を除き、体験した人自らが畑や果樹園から作物を収穫し、持ち帰ってもらう形を基本とする。

#### 3. 里山体験メニュー・里山学習プログラム運営に必要なスタッフ人数

受託者が実施する里山体験メニューに必要なスタッフ人数を示す。

基本的に里山体験メニュー1つあたりに必要なスタッフ人数は2～4名であり、メニュー数に応じて必要人数が異なってくる。

役割	人数	備考
受付	1名	長居門スタッフでも可
説明・誘導	1名	園総入室内も含め解説しながら誘導
畑・水田内の作業補助・安全管理	1～2名	最低1人が管理受託者（安全管理） 1人は説明・誘導と兼務 ただし、田植えなど技術指導者が必要な場合は、最低1名技術指導者を委託して配置
計	2～4名	

※里山学習プログラムについても、適宜設置する。

#### 4. 公園で提供するサービスについて

##### ■ 里山体験メニュー

**公園に立ち寄ったお客様がいつでも体験したい時に、**  
(事前申し込みなしの立ち寄り型で、年間を通じて体験を確保)

**藍那のその時にしか味わえない里山での作業を、**

(二十四節気に応じた作業を展開)

**手軽に味わえる無料プログラム**

(準備を入れて1時間程度でコンパクトに設定)

作業に応じて、お礼を設定

作業・収穫	お礼(セットメニュー)
<b>【耕作関連】</b> 水田 ・田植え ・稲刈り 畑 ・除草 ・間引き ・収穫 果樹 ・収穫	<b>【お土産】</b> ・お米 ・野菜 ・果物
<b>【里山管理体験関連】</b> ・薪割り	
<b>【公園施設維持管理】</b> ・古民家お掃除 ・障子貼り	
<b>【里山暮らし体験関連】</b> ・野草茶づくり ・干し柿づくり	

## ■里山学習プログラム

### 休日や多客時に合わせ不定期に

(募集方法や実施時間は、プログラムに応じて個別に設定)

### 公園の季節ごとの魅力を引き出し活用しながら、

(二十四節気を意識したプログラムを展開)

### 様々な視点で里山に関して知る事のできるプログラム

(専門的な情報提供も含め、里山を学べるプログラム)

※実費相当分の料金設定可能

## ●主なカテゴリーと内容

### 【自然観察・公園散策】

テーマを設定し、講師の解説を聞きながら里山の自然や季節の生きものを観察。

- ・植物観察
- ・野鳥観察
- ・昆虫採集と観察
- ・水辺の生きものの採集と観察
- ・カメラ観察
- ・野生動物フィールドサイン観察
- ・外来種学習 (アメリカザリガニ捕獲、アカミガミ補獲)
- ・きのこ観察
- ・地質・化石観察
- ・見どころ散策ガイドツアー
- ・あいなな森ハイキング

### ○夜間プログラム

- ・ホタル観察
- ・鳴く虫鑑賞
- ・天体観測 (中秋の名月、月食、惑星など)

### 【歴史・文化】

藍那地域の歴史や暮らし、文化を感じることでできるプログラム。

- ・歴史散策と史跡めぐり
- ・藍那のやまもものお話と摘み取り体験
- ・しめ縄づくり
- ・かかしづくり

### 【耕作・収穫体験】

田畑での農作業や収穫、果樹や山菜摘みなど里山の恵みを体験するプログラム。

- ・米づくり体験
- ・さつまいも掘り
- ・山菜摘み
- ・レンコン掘り

### 【里山管理】

里山の管理体験を通じて、里山の保全や資源の循環、技術について学び体験するプログラム。

- ・樹林管理、しいたけほだ木菌打ち
- ・薪割り、丸太切り体験
- ・茅刈り
- ・竹林管理
- ・ため池のかいぼり

### 【里山の食】

藍那地域の伝統食や里山で収穫した野菜や山菜などの里山の恵みを感じるプログラム。

- ・もちつき
- ・山菜天ぷら試食
- ・新酒のふるまい

### 【歴史系】

公園が位置する藍那地域を中心に、古道や集落を散策し地域の歴史を学ぶプログラム。

- ・歴史探検ガイド (徳川道、あいな古道 等)

### 【クラフト・自然遊び】

園内の植物を活用した工作や、里山空間を活用した季節のプログラム。

- ・竹細工 (竹コッポリ・竹とんぼ、竹鉄砲、竹灯明台、竹楽器づくりなど)
- ・稲わら、ススキ、どんぐりなど木の葉、草花、木工クラフト
- ・草木染め、苔玉づくり
- ・クリスマスクラフト
- ・野生動物の革クラフト
- ・凧づくりと凧あげ、鬼のお面づくりと豆まき
- ・写生会
- ・忍者遊び、竹鉄砲合戦
- ・どうぶつとのふれあい など

### 【健康・スポーツ】

里山の自然豊かな環境で健康づくりやスポーツなどの活動をするプログラム。

- ・ヨガ

### 【セルフ型プログラム】

来園者自らが園内をめぐり、テーマに沿って活動するプログラム

- ・クイズラリー、スタンズラリー

- ・昔遊び（カルタ、独楽回し、羽子板、縄とびなど）
  - ・よもぎ・つくし摘み取り体験
  - ・ザリガニ捕獲 など
- 【他公園との連携プログラム】**
- ・キナーナの森・あいな里山公園・しあわせの村3園縦断ハイキング
  - ・キナーナの森・あいな里山公園・しあわせの村3園スタンプラリー、謎解きめぐり
  - ・兵庫県立有馬富士公園との連携プログラム
  - ・神戸市イベントへの出展・クラフト体験 など

また、上記カテゴリを組み合わせた内容も実施する。

（収穫体験と食、里山管理と遊び・クラフトなど）